

健生食輸発0601第1号
令和8年6月1日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産食品の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年5月28日付け健生食輸発0528第1号)により通知したところである。

今般、LANZHOU KAITAILONG FOOD CO.,LTD.で製造された中国産花椒を含む食品の総アフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表3から同社を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。